

政策ごとの予算との対応について(個別表)【東日本大震災復興特別会計】

(所管) 国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、防災
 庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚
 生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び
 防衛省

(会計) 東日本大震災復興特別会計

(単位:千円)

政策体系	組織	項	事項	7年度予算額	8年度予算額	比較増△減額
1 国の資産・負債の適正な管理				26,964,162	58,530,191	31,566,029
(1) 国債の確実かつ円滑な発行及び中長 期的な調達コストの抑制	財務本省	復興債費	復興債償還財源の国債整理基金 特別会計へ繰入れに必要な経費	21,144	10,797,072	10,775,928
			復興債に係る利子等の支払財源 の国債整理基金特別会計へ繰入 れに必要な経費	26,864,827	47,658,341	20,793,514
			復興債に係る償還及び発行に関 する諸費財源の国債整理基金特 別会計へ繰入れに必要な経費	65,471	62,485	△ 2,986
			復興債に係る事務取扱いに必要 な経費	12,720	12,293	△ 427
計				26,964,162	58,530,191	31,566,029

(注1) 政策評価の対象となる予算及び政策評価の対象となっていないがある政策に属すると整理できる予算を掲記している。

(注2) 東日本大震災復興特別会計については、財務省所管分のみ掲記している。

(注3) 7年度予算額は、当初予算額である。